

山形市の令和7年度大気調査結果について

大気汚染防止法に基づき大気環境調査を行っております。令和7年度分の結果は以下のとおりです。

1 常時測定結果

銅町及び成沢西の測定局で一般環境大気を、下山家の測定局で自動車排出ガスを24時間常時測定しており、令和7年度分の結果は以下のとおりです。

微小粒子状物質、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、二酸化窒素及び一酸化炭素は環境基準に適合しております。光化学オキシダントについては環境基準（1時間値0.06ppm以下）を超過しましたが、注意報発令基準（0.12ppm）までは至りませんでした。

（参考：令和5年度における全国の光化学オキシダント環境基準達成率：0.1%）

項目	評価対象	環境基準	銅町		成沢西局		下山家局	
			結果	判定	結果	判定	結果	判定
光化学オキシダント (OX)	1時間値の最大値	0.06ppm 以下	0.087	×	0.085	×	—	
微小粒子状物質 (PM2.5)	年平均値	15 μ g/m ³ 以下	7.4	○	7.0	○	8.4	○
	日平均値 ^{※1}	35 μ g/m ³ 以下	20.4	○	18.0	○	20.3	○
浮遊粒子状物質 (SPM)	日平均値 ^{※2}	0.10mg/m ³ 以下	—		0.022	○	0.022	○
	1時間値の最大値	0.20mg/m ³ 以下	—		0.061	○	0.093	○
二酸化硫黄 (SO ₂)	日平均値 ^{※2}	0.04ppm 以下	—		0.002	○	—	
	1時間値の最大値	0.1ppm 以下	—		0.008	○	—	
二酸化窒素 (NO ₂)	日平均値 ^{※1}	0.04～ 0.06ppm 以下	—		0.010	○	0.015	○
一酸化炭素 (CO)	日平均値 ^{※2}	10ppm 以下	—		—		0.4	○

※1 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもので評価

※2 年間にわたる1時間値の1日平均値のうち、高い方から2%の範囲にあるものを除外して評価

2 有害大気汚染物質測定結果

継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるものを有害大気汚染物質といい、そのうち以下の優先取組物質について測定を行います。

環境基準が設定されているもの、指針値が設定されているものは全て基準値（指針値）に適合しております。

測定場所	項目	単位	測定結果 (年平均)	全国平均値 (R5)	基準値等	
					環境基準	指針値
成沢西 (一般環境)	ジクロロメタン	μg/m ³	0.89	1.3	150	環境基準
	テトラクロロエチレン	μg/m ³	0.021	0.076	200	
	トリクロロエチレン	μg/m ³	0.10	0.27	130	
	ベンゼン	μg/m ³	0.45	0.65	3	
	塩化ビニルモノマー	μg/m ³	0.003	0.026	10	
	クロロホルム	μg/m ³	0.13	0.24	18	指針値
	1,2-ジクロロエタン	μg/m ³	0.17	0.14	1.6	
	1,3-ブタジエン	μg/m ³	0.028	0.060	2.5	
	アクリロニトリル	μg/m ³	0.006	0.041	2	
	水銀及びその化合物	ng/m ³	1.4	1.7	40	
	ニッケル化合物	ng/m ³	1.4	2.2	25	
	ヒ素及びその化合物	ng/m ³	0.80	0.93	6	
	マンガン及びその化合物	ng/m ³	7.9	16	140	
	塩化メチル	μg/m ³	1.4	1.4	94	
	アセトアルデヒド	μg/m ³	1.5	2.1	120	
	トルエン	μg/m ³	1.0		—	
	ホルムアルデヒド	μg/m ³	1.6		—	
	ベリリウム及びその化合物	ng/m ³	0.005		—	
	クロム及びその化合物	ng/m ³	1.4		—	
	六価クロム化合物	ng/m ³	0.11		—	
酸化エチレン	μg/m ³	0.040		—		

※全国平均値は環境省ホームページより一般環境地点の全国平均値を抜粋して掲載しております。